

告 示

埼玉県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	北 堀 篤 篤
埼玉県監査委員	荒 川 岩 雄

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成23年度・平成24年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 84機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	西部地域振興センター、北部地域振興センター
総務部	県営競技事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター
環境部	中央環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所
福祉部	秩父福祉事務所、南児童相談所
保健医療部	朝霞保健所、狭山保健所、熊谷保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校
農林部	川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農林総合研究センター、農林総合研究センター水田農業研究所
県土整備部	越谷県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、熊谷建築安全センター
企業局	庄和浄水場、水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター
下水道局	中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター江南支所、浦和図書館、熊谷図書館、文書館、いずみ高等学校、浦和高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮中央高等学校、大宮武蔵野高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、越谷東高等学校、児玉高等学校、狭山清陵高等学校、常盤高等学校、深谷高等学校、本庄高等学校、本庄北高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、浦和特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、熊谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、秩父特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、浦和西警察署、秩父警察署、本庄警察署、岩槻警察署

(3) 監査実施日

平成24年8月16日～11月6日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	衛生研究所	平成23年度の「研究棟小型吸収冷温水機ポンプ交換修繕」（703千円）及び「研究棟小型冷温水機漏水ほか修繕」（588千円）について、次の点で不適切であった。 1 特殊な修繕ではないにも関わらず、当該設備を熟知しているとの理由で、各々保守点検業者と一者随意契約していた。 2 二つの修繕は、同種の小型吸収冷温水機にかかる修繕であるにも関わらず、分割して発注しており、各々の見積日、請書徴取日、契約相手方は同一であ

		った。
保健医療部	高等看護学院	<p>平成 23 年度の「情報科学教室のコンピュータ機器処分」(47 千円) の契約について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県財務規則」で定められた「契約金額」などの必要記載事項が記載されていなかった。 2 収集運搬と処分のそれぞれ別の資格を有する業者と別々に契約していたが、見積書は収集運搬・処分一式として、収集運搬業者のみから徴取していた。 3 検査調書が未作成であった。 4 収集運搬及び処分料金を、収集運搬業者に一括して支払っていた。
県土整備部 都市整備部	越谷県土整備事務所	<p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「県営しらこぼと公園 2 次区域の一部」については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、平成 12 年度から毎年度、所長決裁により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。 また、許可の条件に合致しているか確認を怠り、漫然と使用許可を繰り返していた。 2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁等により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。
企業局	庄和浄水場	<p>携帯用汚泥濃度計やカメラなど固定資産及び備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p>
病院局	循環器・呼吸器病センター	<p>パーソナルコンピュータ等の固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p>
教育局	大宮高等学校	<p>物品の管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 24 年度に学校が行った調査で発見できなかった備品について、不用決定及び廃棄処分の手続きが行われていた。しかし、廃棄処分したとされる備品の一部が後日発見されるなど、調査が不十分だった上に、不用決定等の理由が事実と異なっていた。

		2 収納金原符について、平成 21 年度への繰越の際に消耗品出納簿に誤った残高を記載しており、平成 24 年度まで現物と消耗品出納簿の残高が一致しない状況であった。
--	--	--

イ 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
教育局	熊谷商業高等学校	<p>平成 24 年 4 月に、同校 P T A 会長及び後援会会長各々に対して、冷房設備設置を目的とした行政財産の使用許可を行っている。</p> <p>許可書では、設置に伴う管理費（電気料）について、計器類に基づき算定した額を各々に請求することとなっているが、P T A 会長に対して両者の合算額による納入通知書を発行し、同会長が一括して納入していた。</p> <p>行政財産の使用許可の条件である管理費の徴収方法が不適切であった。</p>